

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

第1回合同会議会議録

(平成15年9月26日)

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

呉市・音戸町合併協議会
呉市・倉橋町合併協議会
呉市・蒲刈町合併協議会
呉市・安浦町合併協議会
呉市・豊浜町合併協議会
呉市・豊 町合併協議会

第 1 回合同会議 会議録

と き 平成 1 5 年 9 月 2 6 日 (金曜日)

ところ シティプラザカンコー 4 階 瑞雲の間

出席委員

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| (呉 市) | (音 戸 町) | (倉 橋 町) | (蒲 刈 町) |
| 小笠原臣也 | 川岡孝美 | 石橋杉嘉 | 柴崎龍雄 |
| 川崎初太郎 | 下垣内清 | 中田正志 | 村松弘康 |
| 赤松俊彦 | 岡本義明 | 里 武 | 山木 巧 |
| 中田清和 | 新谷勝利 | 宮西正司 | 岡本智恵子 |
| 下西幸雄 | 幸城和俊 | 上瀬雅晴 | 大久保正孝 |
| 岩原 椋 | 原田公明 | 吉本圭介 | 馬場照雄 |
| 石崎元成 | 室澤喜洋 | 原 明 | 兼田定夫 |
| 岩城公順 | 坪井秀則 | 黒野國良 | 木村正雄 |
| 梅河内秀登 | 武田安代 | 宮浦宣政 | |
| 喜田晃江 | | | |
| (安 浦 町) | (豊 浜 町) | (豊 町) | |
| 沖田範彦 | 狭間襄治 | 長本 憲 | |
| 坂井紀明 | 隠地忠爾 | 大町武之 | |
| 森本茂樹 | 土佐 武 | 大道洋三 | |
| 渡邊隆司 | 伊藤圭一 | 本末 満 | |
| 榎木和一 | 西永英典 | 廿日出真二 | |
| 林田浩秋 | 大川一也 | 長浜要悟 | |
| 堀尾忠男 | 西野國定 | 村尾征之 | |
| 藤登哲郎 | 坂 孝好 | 琢明知之 | |
| 岸本美代子 | 大奈良 靖 | 築山トヨコ | |

出席顧問

三 上 忠 彦

説明員

芝 山 公 英

佐々木 寛

海 田 茂

小 田 明 博

是 方 英 司

小 林 一 司

西 野 智

北 村 英 樹

金 子 直 樹

会議に付した事件

(報告事項)

- 報告第 1 号 合併協議会規約について
- 報告第 2 号 合併協議会財務規程について
- 報告第 3 号 合併協議会事務局規程について
- 報告第 4 号 合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 報告第 5 号 各合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程について
- 報告第 6 号 合併協議会会議傍聴規程について
- 報告第 7 号 任意協議会での協議確認内容について
- 報告第 8 号 任意協議会における合併に向けた主な協議内容の調整方針について

(議 案)

- 議案第 1 号 平成 1 5 年度呉市・音戸町合併協議会予算について
- 議案第 2 号 平成 1 5 年度呉市・倉橋町合併協議会予算について
- 議案第 3 号 平成 1 5 年度呉市・蒲刈町合併協議会予算について
- 議案第 4 号 平成 1 5 年度呉市・安浦町合併協議会予算について
- 議案第 5 号 平成 1 5 年度呉市・豊浜町合併協議会予算について
- 議案第 6 号 平成 1 5 年度呉市・豊町合併協議会予算について
- 議案第 7 号 合併協議会運営規程について

(協議事項)

- 協議第 1 号 法定協議会での協議事項について

- 協議第 2号 今後のスケジュールについて
- 協議第 3号 合併の方式について
- 協議第 4号 合併の時期について
- 協議第 5号 財産及び公の施設の取扱いについて
- 協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 7号 農業委員会の取扱いについて
- 協議第 8号 地方税の取扱いについて
- 協議第 9号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第 10号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第 11号 行政組織機構の取扱いについて
- 協議第 12号 一部事務組合等の取扱いについて
- 協議第 13号 使用料・手数料等の取扱いについて
- 協議第 14号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第 15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第 16号 町字名の取扱いについて
- 協議第 17号 慣行の取扱いについて

午後 1時30分 開 会

芝山事務局長 定刻に少々早いんですが、皆様おそろいになられましたので、それでは会議を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

私は、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会の事務局長を仰せつかりました呉市広域行政推進室の芝山と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、各市町議会におきまして議決をいただいておりますそれぞれの合併協議会規約第6条第1項の規定に基づく協議によりまして、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会の会長に選任されました小笠原臣也、呉市長並びに副会長に選任されました川岡孝美音戸町長、石橋杉嘉倉橋町長、柴崎龍雄蒲刈町長、沖田範彦安浦町長、狭間襄治豊浜町長、長本憲豊町長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

まず、小笠原会長、よろしくお願いいたします。

小笠原会長 協議会の規約に基づきまして御協議をいただき、会長に選任をいただきました呉市長の小笠原でございます。

まず、皆様方におかれましては、本日大変お忙しい中、合併協議会の第1回合同

会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、これまで呉市と音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町の合併に向けた取り組みにつきましては、それぞれ1年半あるいは2年余にわたって任意の協議会を設けて協議をしてきたところでございます。

これからは、議会の議決をいただきまして、いよいよ法律に基づく合併協議会がスタートする運びとなったわけですが、今までの任意の協議会よりは委員数が増えるかにも多くなります。各市町の各界を代表される方々が委員として選任をされまして、今後地域の将来や課題の解決に向けてさまざまな論議をしていただくわけですが、これまで長い歴史を刻みながら、それぞれの市町において独自のまちづくりをされたり、あるいはいろいろな施策に取り組んでこられておるわけですが、そういったいろいろな違いのあるところをどう調整するか、いいところをより伸ばしていくにはどうしたらいいか、あるいはまた、将来のこの芸南地域の中心都市としての将来像を皆様方と一緒にどう描いていくか、本当に大きな課題がございます。

また、いろいろ調整する過程では、我慢をしていただいたり、譲り合っていたりしなければいけない面があるかと思えます。いわば産みの苦しみもあるかと思うわけですが、委員の皆様方におかれましては合併の理念、合併をすることによって一体になってこの地域を発展をさせていくという立場を御理解をいただき、将来の地域の発展、住民の幸せを願うという大局的な視野に立っていただいて議論を進めていただきますように、心からお願いを申し上げます。

私も会長という立場の責任の大きさを改めて痛感をしているところでございますが、今後皆様方を初め住民の方々にできるだけ情報を提供し、そしてコンセンサスを得ながら協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうか皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、あいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

芝山事務局長 ありがとうございます。

続きまして、川岡副会長、よろしく願いいたします。

川岡副会長 失礼いたします。音戸町長の川岡でございます。

それでは、一言ごあいさつを申し述べさせていただきますと思います。

委員の皆様方には、御多用のところ御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、それぞれの市町の議会におきまして、合併協議会設置の議決をいただいて本日を迎えることができましたことを、皆様とともに喜びたいと、このように思っております。

さて、音戸町でございますけれども、音戸町は平成13年10月9日に倉橋町とともに呉市・音戸町・倉橋町合併問題協議会、いわゆる任意の協議会でございますけれども、これを設置いたしまして、7回の協議会を開催し、協議を重ねてまいりました。また、音戸町内におきましては、今年の5月から6月にかけて町内14地区で地区行政懇談会を開催し、今までの任意協議会での取り組みについて説明し、合併に向けた法定協議会を設置することについて十分に御理解をいただけたものと、この

ように認識いたしておるところでございます。

今後、これまで同様に住民の皆さんの御理解をいただきながら、平成17年3月の合併を目標に合併協議を進めてまいりたいと、このように思っております。そのためには、今まで培ってきたまちづくりの特色を生かしながら、幅広い視野で議論を展開することが必要であるというふうに考えております。私自身最大限の努力を傾注し取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましても、また関係各位におかれましても、より一層御協力、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げますということで、極めて簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

芝山事務局長 ありがとうございます。

続きまして、石橋副会長、よろしくお願いいたします。

石橋副会長 ただいま御紹介を受けました倉橋町長の石橋でございます。

先ほど音戸町長の方からもお話がございましたが、これまで第7回に渡る任意の協議会を行ったわけでございます。その時点で、もう既に基本的なものは話は済んでおると私は認識しておるわけでございますけれども、これから我々が合併に向けての本当の協議であろうと、私はこのように思うわけでございます。

そうした中で、お互いが1市、今日は6町でございますけれども、このたび合併するのは1市8町でございます。この1市8町が一丸となって、個々の町のよさを十分に生かした協議を進めながら、すばらしい合併ができるように我々は願うわけでございます。我々は呉市を中心にこの合併を行うわけでございます。呉市の方も我々を十分見守っていただきながら、我々の理解をしていただき、そして立派な合併ができますことをお願いをいたしまして、簡単でございますけれども、あいさつにさせていただきます。

終わります。

芝山事務局長 ありがとうございます。

続きまして、柴崎副会長、よろしくお願いいたします。

柴崎副会長 蒲刈町長の柴崎龍雄でございます。

まず、呉市ほか6町の法定合併協議会、第1回目、本当に心から喜びたいと思います。また、皆様方には、平素まちづくりに大変な御理解と御協力を賜りまして、この際、心からお礼を申し上げます。

御承知のように、この町村合併は後ろ向きの合併ではなく、前向きの合併にしなければならないと思います。それはどういうことかと申しますと、各町のいろんな自然、そして地域の文化を生かし、今まで育んできた各町の潜在力を十分生かすことができるような合併でなければ、この合併は後ろ向きと言わざるを得ないと。そういうことがないように、我々も精いっぱい努力をしたいと思います。どうか皆様方にはそういう心意気で御指導を賜りますよう心からお願いいたします。

本日はおめでとうございます。ありがとうございます。

小笠原会長 ありがとうございます。

続きまして、沖田副会長、よろしくお願いいたします。

沖田副会長 皆様こんにちは、安浦町の沖田でございます。

このたび呉市と近隣の6町がこうやって一堂に会しましての法定協議会が立ち上がりまして、私も安堵している者の一人でございます。これからは本格的に合併へ向けてのさまざまな協議を進めていくわけなんですけれども、最終的には各町それぞれ議会が決定をするということになっておりまして、我が町も中には合併に対してまだ非常に慎重な方もたくさんおられるということで、先ほど来から各町長さん方お話しになっておられますように、これからは忌憚のないところでの意見を述べさせてもいただきますし、呉市にお願いしたいことは、呉市のやり方にすべて合わせるというような方向にぜひ持っていってもらっては困るなど。我々もそれぞれの特徴あるまちづくりをそれぞれやってきておりますから、そういったものを最大限組み込んでいただいて、むしろ我々の方がいいものを持っているのであれば、それを呉市さんの方もそういう形で積極的に取り入れていただくことをお願いをしたいと思います。

これから平成17年3月いっぱいまでの合併の間に何回かの法定協議会を持たれて、もろもろ詰めてまいりますけれども、そういったことでしっかりと我々の意も伝えたいと思いますし、おくみ取りをいただくような形で進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

芝山事務局長 ありがとうございます。

続きまして、狭間副会長、よろしくお願いいたします。

狭間副会長 豊浜町の狭間でございます。

平成の大合併ということで、いよいよ法定協の段階に入ってまいりました。広域的生活圏の中で地域の発展を考えるならば、合併は避けて通れないと思いますし、また必要でもあると思っております。

本日より始まります法定協が、実りあるものであることを期待いたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

芝山事務局長 ありがとうございます。

続きまして、長本副会長、よろしくお願いいたします。

長本副会長 豊町の長本でございます。

今回、こうして法定協を開催するということでございます。その間、任意の協議会、大変な御苦勞をいただいた呉市長さんを初めスタッフの皆さん方に、まず御礼を申し上げたいと思います。

こうして我々も合併に向かってのテーブルに着くことができました。私どもも豊町という立場からすれば、豊町の「資源を生かした触れ合いの島、心豊かなまちづくり」ということを大きなスローガンに掲げてまちづくりをしてまいりました。そうした中で、こうした呉市との合併を迎えるわけでございますけれども、こうした合併によって豊町が、あるいは呉市が光り輝くような合併であることを念願しております。どうぞこれから始まります法定協議会の中でさまざまな御意見を述べるとは思いますけれども、どうぞお互いに襟を開いて真摯な話ができたらというように願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

芝山事務局長 どうもありがとうございます。

続きまして、各協議会規約第8条第2項の規定に基づきまして、顧問に就任をしていただきました三上忠彦広島県呉地域事務所長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

三上顧問 御紹介いただきました広島県の呉地域事務所の三上でございます。

本日よりこうして法定協の設置によりまして、建設計画等たくさんの宿題がございますけども、そういったものの協議が始まるわけがございますけども、呉市長さんを初め副会長さんのごあいさつの中にもございましたように、それぞれ取り組んでこられましたまちづくりが生かされて、ますます呉市が今後大きく羽ばたくように期待をしております。広島県といたしましても、可能な限りお手伝いをさせていただければというように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

芝山事務局長 どうもありがとうございました。

なお、委員の皆様のご選任辞令は、それぞれお手元の封筒に入れておりますので、よろしくお願いいたします。

また、それぞれの合併協議会委員名簿及び事務局名簿につきましては、資料の中に入れておりますので御確認をいただければと存じます。

それでは、開会に当たりまして、進行を小笠原会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会第1回合同会議を開会いたします。

本日の会議録署名者として、呉市の中田委員、音戸町の岡本委員、倉橋町の里委員、蒲刈町の山木委員、安浦町の森本委員、豊浜町の土佐委員、豊町の大道委員を指名いたします。

本日の議事に入ります。

報告第1号合併協議会規約についてから報告第8号任意協議会における合併に向けた主な協議内容の調整方針についてまで、以上8件を一括して議題といたします。事務局から本8件の報告をお願いします。

芝山事務局長 それでは、報告第1号呉市・音戸町、呉市・倉橋町、呉市・蒲刈町、呉市・安浦町、呉市・豊浜町、呉市・豊町の各合併協議会規約につきまして報告をいたします。

呉市・音戸町合併協議会規約につきましては1ページ、呉市・倉橋町合併協議会規約につきましては3ページ、呉市・蒲刈町合併協議会規約につきましては5ページ、呉市・安浦町合併協議会規約につきましては7ページ、呉市・豊浜町合併協議会規約につきましては9ページ、呉市・豊町合併協議会規約につきましては11ページをお開きください。

なお、各合併協議会の規約につきましては、町名を除きまして同じ内容になっておりますので、一括して説明をさせていただきます。

まず、第1条の協議会の設置でございますが、本協議会は地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき設置をいたしましたものでございます。

飛びまして、第3条の協議会の任務といたしましては、1つ目は両市町の合併に関する協議、2番目としまして合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成をその主な任務といたしております。

少し飛びまして、第7条の委員につきましては、本日御出席をいただいております皆様でございます。

次の第8条の顧問につきましては、両市町の長が協議し、広島県呉地域事務所の三上忠彦所長を顧問にお迎え、お越しいただいております。

少し飛びまして、第14条の監査につきましては、両市町の監査委員各1名に委嘱することになっております。

なお、第11条の会議の運営に関する事項につきましては、後ほど議案として上げておりますところで説明をさせていただきます。

また、第12条の事務局に関する事項、第15条の財務に関する事項及び第16条の報酬及び費用弁償に関する事項につきましても、それぞれ規程を定めておりますので、後ほど一括して報告をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第1号合併協議会規約についての説明を終わらせていただきます。

佐々木事務局次長 引き続きまして、報告第2号合併協議会財務規程について報告させていただきます。

13ページをお願いしたいと思います。

本規程は、協議会規約第15条の規定に基づきまして、協議会の財務に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条の歳入歳出予算についてでございますが、第1項では歳入は構成する各市町の負担金及びその他の収入で、歳出は協議会の事務に要するすべての経費と規定しております。

また、第2項では、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議の議決を要することとなっております。それで、平成15年度予算につきましては第1回、今日でございますが、協議会で合併協議会予算として議決を要することとなっているものでございます。

1ページめくっていただきまして、第9条にはこの協議会の財務に関し、必要な事項は会長が別に定めることとなっているものでございます。

続きまして、報告第3号合併協議会事務局規程でございます。

15ページでございます。

本規程は、各合併協議会規約の第12条第3項の規定に基づきまして、協議会事務局に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条の所掌事務でございますが、協議会の会議やその他の資料の作成、協議会の庶務、その他協議会の運営に関し必要な事項といたしております。

それから、第3条の事務局の体制につきましては、事務局長、事務局次長、事務局補佐、事務局員の計各協議会14名から15名の体制となっているものでございます。

続きまして、17ページをお願いしたいと思います。

報告第4号合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてござい

ます。

本規程は、協議会規約第16条の規定に基づき、協議会委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものでございます。

第2条の報酬の額でございますが、日額1万円としております。

また、第2項では、複数の協議会の委員等の職を兼ねている場合、これは呉市側の委員を想定したものでございますが、この委員さんの報酬につきましては、合同で開催した協議会が案分して負担するというようにしているものでございます。

次に、第3条、費用弁償の額につきましては、呉市旅費条例を準用して支給することといたしております。

次に、18ページをお願いしたいと思います。

報告第5号各合併協議会に共通する経費の負担割合に関する規程でございます。

これにつきましては、合併協議会財務規程第9条の規定に基づきまして、協議会に共通する経費の負担割合について必要な事項を定めるものでございます。これにつきましては、この協議会予算は各町の負担金で賄っておりますが、これは国、県からの補助金で対応しているものでございまして、いずれ国、県の検査等も入ることになりますので、そういう面で経費の支出状況をきちっとしておかなければならないために、このような規程を設けているものでございます。

次に、19ページの報告第6号協議会の会議の傍聴規程でございますが、これは後ほど議案第7号で審議されて議決を受けることとなっておりますので、審議され、決定された後、再度その場で報告をさせていただきたいと思っているものでございます。

それでは、21ページの報告第7号任意協議会の協議確認内容について説明をさせていただきます。

これにつきましては、呉市・音戸町・倉橋町の合併問題協議会、これは21ページにあります。21ページは音戸、倉橋町との合併協議会のことにつきまして、24ページからは呉市と蒲刈町との任意協議会での協議内容、それから26ページからは呉市と安浦町との任意協議会の中身でございます。それと、28ページからは呉市と豊浜町との協議会の中身でございます。30ページからは呉市と豊町との任意協議会での協議の内容をまとめさせていただいているものでございます。それぞれ平成13年から14年、15年と、それぞれ4回から7回の任意協議会を開催させていただきまして、それぞれいろんな協議をさせていただいたものでございます。

任意協議会の構成としましては、市長、町長、助役、それと議会の代表で構成させていただきまして、協議会のもとに市町の担当課長で構成しております幹事会を設置して、それぞれの協議を行ってきたものでございます。

それぞれ行政制度の中身、あるいはまちづくりの違いがございますので、そのあたりの情報の交換あるいは意見交換をするのと同時に、各町へ出向きまして現地調査をする中で、それぞれのまちづくりの特色を把握してきたところでございます。これらの中身、状況をまとめまして、途中経過になりますが、それぞれ任意協議会で報告するとともに、今後の進め方を協議してきたものでございます。

その中で主な点としましては、市・町で行政制度の中身がそれぞれ違いますので、

これにつきましてはその相違点を合併に伴ってどのようにするかということで、21ページであればちょっと下側の方に、行政制度の調整に当たり調整方針を確認するというので、3点ほど調整方針を掲げさせていただきました。それぞれ市、町の福祉、保健あるいは産業振興、教育・文化の振興などの違いについて、調整の方針に基づきまして、お互い協議をしてきたところでございます。

それで、任意協議会での主な協議内容につきましては3点ほどございまして、先ほど言いましたように行政制度の現況の把握とか、あるいは相違点を把握しまして、それをもとに合併に向けての主な検討課題を抽出させていただいたということでございます。

2点目としましては、合併の目標時期とか財産、議員の取扱いなど、合併に向けての基本的な協議項目15項目につきまして、お互い話し合ってきたところでございます。

それと、3点目としまして、合併後のまちづくり計画の作成に関しまして、どのような方向でまちづくり計画をつくったらいいかということで双方で意見交換をするなり、方針を確認したところでございます。

それで、それぞれの協議会におきまして、22ページには行政制度に関しては音戸町、倉橋町につきましては主な検討課題ということで14点あるいは13点ほど挙げさせていただいておりますし、25ページの蒲刈町とは11点ほどの主な課題を報告させていただいております。それと、26ページには安浦町との行政制度の現況を把握する中で、9点ほど主な課題を報告させていただいております。それから、29ページには豊浜町との行政制度、まちづくりの状況を把握する中で、主な課題点を11点ほど挙げさせていただいております。それから、30ページには豊町との協議の中で、主な課題として13点ほど報告をさせていただいているものでございます。

また、先ほど3点目に言いました合併後のまちづくり計画につきましても、これは具体的な事業になりますとやはり国、県あるいは市、町と双方でもっと協議が必要になりますので、今回につきましては作成の方向性につきまして意見交換なり確認をしたということでございます。

その中で、先ほど言いました合併に向けた基本的な協議項目、重要項目につきましては、32ページになりますが、報告第8号で双方で一応確認された内容をまとめて上げさせていただいているところでございます。32ページをお願いしたいと思います。

任意協議会における合併に向けた主な協議内容の調整方針についてということでございます。

これにつきましては、呉市を中心としまして各町との合併協議を進めていく場合におきまして、基本的な項目ということで、その方向性について協議をさせていただきまして、一応双方で確認できたものを調整方針としてまとめさせていただいたものでございます。最終的には法定協議会で決めていくものでございまして、後ほど本協議会の協議事項として提案させていただくことになっているものでございます。

主な点としましては、合併の方式につきましては、町地域を呉市に編入するという編入合併を進めていくということでございます。

それと、2点目の合併の時期につきましては、平成17年3月を目標として協議を進めていくということでございます。

3点目の財産及び公の施設の取扱いにつきましては、町の財産等につきましてはすべて呉市が引き継いでいくということになるかと思っております。

それと、4点目の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、合併特例法に基づきまして定数特例を採用し、町地域ごとに選挙区を設けまして、増員選挙を行うというものでございます。

飛びまして、9番目の行政組織機構取扱いにつきましては、町役場は支所とするというものでございます。

もう少し飛びまして、14番目の町字名の取扱いにつきましては、町の意向を尊重して決めていくということで、主な内容につきましては33ページから細かくそれぞれ話し合ってきた中身を入れさせていただいておりますが、主な点はそういうことでございます。

いずれにしましても、最終的には法定協議会で決めていくものでございます。後ほど提案をさせていただきたいと思っております。

こういう協議を踏まえまして、最後のそれぞれの各町との協議会におきましては、今まで協議した内容を再度確認していただくとともに、今後は法定協議会の設置に向けて取り組んでいくということで双方合意を得ましたので、本日の協議会の設置に至ったところでございます。

以上で呉市、各町との任意協議会で協議、確認してまいりました内容について、概要を説明させていただきました。今後の本協議会での協議を進めていく際の参考にしていただければと思っております。

以上で報告を終わります。

小笠原会長 ただいまの報告につきまして御質疑等があればお願いいたしますが、委員の皆様をお願い申し上げます。

発言をされる場合には、最初に町名と氏名を言っていただくようお願いを申し上げます。

御質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特にないようでございますので、これは今までの経緯、あるいは規約等で決まった協議の報告でございますので、御承知おきいただきたいということでございます。

それでは、以上で報告を終わります。

続きまして、議案審議に入ります。

議案はまた別冊になっておりますので、お手元にお開きいただきたいと思います。が、議案第1号平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算についてから議案第6号平

成15年度呉市・豊町合併協議会予算についてまで、以上6件を一括して議題といたします。

事務局から本6件の説明を願います。

芝山事務局長 それでは、議案第1号から議案第6号、平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算、平成15年度呉市・倉橋町合併協議会予算、平成15年度呉市・蒲刈町合併協議会予算、平成15年度呉市・安浦町合併協議会予算、平成15年度呉市・豊浜町合併協議会予算、平成15年度呉市・豊町合併協議会予算、これについて御説明をいたします。

なお、各合併協議会予算につきましては、すべて同一の構成、内容となっております。

初めに、議案集の1ページ、議案第1号平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算をお開きいただきますようお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ240万1千円と定めております。

続きまして、事項別明細書により御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、(款)分担金及び負担金、(項)(目)とも負担金240万円は、本協議会の運営管理に要します負担金でございます。呉市から40万円、音戸町から200万円を負担していただくものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、(款)(項)(目)とも協議会費202万1千円は本協議会の運営経費でございます。主なものといたしましては本協議会委員の報酬並びに会議録の作成業務に係る委託料などがございます。

また、(款)(項)(目)とも予備費は20万円を計上いたしております。

以上、歳入歳出合計は240万1千円となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号平成15年度呉市・音戸町合併協議会予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第2号平成15年度呉市・倉橋町合併協議会予算をお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ240万1千円と定めております。冒頭で申し上げましたとおり、予算の内容につきましては各協議会とも同一の内容となっておりますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、9ページ、議案第3号平成15年度呉市・蒲刈町合併協議会予算をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ240万1千円と定めております。

続きまして、13ページ、議案第4号平成15年度呉市・安浦町合併協議会予算をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ240万1千円と定めております。

続きまして、17ページ、議案第5号平成15年度呉市・豊浜町合併協議会予算をお

開きいただきますようお願いいたします。

歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ240万1千円と定めております。
続きまして、21ページ、議案第6号平成15年度呉市・豊町合併協議会予算をお開きいただきますようお願いいたします。

歳入歳出予算の総額でございますが、それぞれ240万1千円と定めております。

以上、議案第1号から第6号につきましての御説明を終わります。

何とぞ御審議の方、よろしくをお願いいたします。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑等がありましたらお願いをいたします。

沖田副会長 安浦町ですけども、予算を見ましたら、各町の歳出で委託料、それぞれ同じ金額を予算計上してありますが、極端に言いましたらこんなに要るんでしょうか、各町が。そこらはどうですか。

小笠原会長 事務局の方から説明してください。

佐々木事務局次長 それでは、4ページを開いていただきたいと思います。

協議会の240万円に関しての歳出の中身でございますが、これにつきまして、主な支出の項目は、協議会をするための委員さんへの報酬というものが主なものでございます。それと、委託料、これにつきましては、この本協議会は公開となっておりますので、それぞれ会議録を作成して、それでホームページにネットで報告するというので、その反訳業務を委託するということがございます。それと、それぞれ協議会で協議した中身を、協議会広報誌をつくりまして、全戸配布をすることにしておりますので、これに係る委託料も含まれております。それと、会議場の使用料もあります。これらが協議会経費の主なものでございまして、特段特別な経費を組んでるわけではございませんので、このあたりの240万円というのは妥当ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

小笠原会長 ひとつ御理解をいただきたいと思いますが。

沖田副会長 はい、わかりました。内容を聞いて理解できました。

小笠原会長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、お諮りをいたします。

本6件につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議なしと認めます。よって、本6件は可決されました。

続きまして、議案第7号合併協議会運営規程についてを議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、議案第7号合併協議会運営規程ということでござ

います。

25ページをお願いしたいと思います。

これにつきましては、合併協議会規約第11条第3項の規定に基づきまして、各協議会の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条の基本方針でございますが、この本協議会は原則公開とさせていただくものでございます。

それと、第5条、会議の議事に関しましては、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するというところでございます。

それと、第6条の傍聴の規定でございますが、会議の傍聴に関しては、第2項に会長が別に定めるといことがございますので、この運営規程の中身を議決していただければ、先ほどありました報告第6号で再度報告させていただこうと考えております。

それと、第7条、第8条には会議録を作成し、また会議録は公開するというものでございます。

それと、1ページめくっていただきまして、第11条につきましては、本協議会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定めるといことにしたものでございます。

以上で報告を終わります。

小笠原会長 それに関連して、報告事項の方で。

佐々木事務局次長 はい、わかりました。

小笠原会長 関連して説明することがありますでしょうか。

佐々木事務局次長 それでは、先ほどの報告事項の19ページをお願いしたいと思います。

報告第6号合併協議会会議傍聴規程でございます。

本規程は、協議会の傍聴について必要な事項を定めるものでございまして、第2条の傍聴席の区分につきましては、一般席と報道関係者席に分けております。

第3条の傍聴の手続についてでございますが、会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならないこととなっております。

また、第5条には、傍聴席に入ることができない者の規定がされており、また続く第6条には傍聴人の守るべき事項について規定等を定めているものでございます。

以上で報告を終わります。

小笠原会長 ただいま説明いたしました合併協議会運営規程について、御質疑等があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特にないようでございますので、お諮りをいたします。

本件については原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

続きまして、協議事項に入らせていただきますので、また別冊をお手元に取り上げていただきたいと思います。協議第1号法定協議会での協議事項についてから協議第17号慣行の取扱いについてまでの17件のうち、第1号、第2号につきましては本日御協議いただくということにいたしております。合併に関する基本的な項目でございます第3号から第17号までは次回の協議事項ということで、本日は御説明し、提案をするということにとどめさせていただきたいと思います。

それでは、まず協議第1号の法定協議会での協議事項についてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、第1回合併協議会協議事項という資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1ページめくって、1ページ目の協議第1号法定協議会での協議事項についてということで、この内容について説明させていただきます。

本日設置されました協議会で協議をしていただく中身につきまして、その主な項目をここに載せております。大きな項目では17項目ございます。その中で、各項目の合計は31項目挙げさせていただいております。主な協議の中身につきまして、3点ほどあろうかと思っております。協議項目番号の1から15につきましては、合併に関する基本的な事項がございます。これにつきましては、先ほど報告しました任意協議会で一応方向性は確認されておりますが、再度法定協議会で提案し、御審議いただくことになるものでございます。

それから、16番目に各種事務事業の取扱いということで、行政制度等の調整としてこの項目を上げさせていただいております。これにつきましては、住民の生活に直結する大きなものでございますので、十分時間をかけて協議していく必要があるかと考えております。この各種事務事業の取扱いにつきまして、15項目ほど挙げさせていただいております。

それと、17番目としまして、市町村建設計画ということで、合併後の10年間の新市のまちづくり計画の作成に向けて協議をしていくということになるかと思っております。これにつきましては、合併特例法第5条に規定されておまして、必ず作成は必要になるものでございます。

このほかにも追加する項目はあろうかと思っておりますが、本協議会では以上の17の大項目に沿って協議を進めていきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明につきまして、御質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特にございませんようですので、お諮りをいたします。

本件については事務局案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議なしと認めます。本件につきましては、委員の皆様の御承認をいただいたものとして決定をさせていただきます。

続きまして、協議第2号今後のスケジュールについてを議題といたします。事務局から説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、2ページ目をお願いしたいと思います。

協議第2号今後のスケジュールについてでございます。

9月26日、本日でございますが、第1回の合併協議会の合同会議を開催させていただいております。それで、本日はこの合併協議会の規約、財務規程等について先ほど報告をさせていただきました。それと、協議会の予算、運営規程について審議をしていただき、決定を受けたところでございます。それと、今までの任意協議会の協議内容につきまして報告、確認をいただいたところでございます。

今後は、この第1回を受けまして、後ほど協議事項の合併に関する基本的な項目15項目を提案させていただくことにしております。また、10月23日には第2回の合併協議会を開催させていただき、そこで具体的に審議し、協議、確認していただく予定でございます。今後の協議につきましては、協議事項の提案をさせていただいた後、次回の協議会で審議、確認を行っていくという形で協議を進めさせていただくことにしております。以後、計7回ほど予定をしておりますが、毎月1回この協議会を開催させていただければと思っております。その中で、先ほど言いました合併に関する基本的な事項、あるいは住民の生活に直結します行政制度の取扱い、あるいは合併後の10年間のまちづくり計画でございます建設計画の作成に向けた協議をしていければと思っております。こうした協議がある程度整いましたら、来年の5月には調印式ができればと、それと6月には市議会、町議会で議決を経て、県知事へ合併申請ができればと考えているものでございます。それ以後、法的な手続を経まして17年3月の合併、これを目指して今後協議を進めていきたいと考えているものでございます。

以上で本協議会での協議スケジュールについて説明させていただきました。変更が出てくるかもわかりませんが、一応予定としてこのように組まさせていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑等があればお願いいたします。

はい、どうぞ。

石橋副会長 このスケジュールには意見はないんですが、このスケジュールによって1市6町で全員の協議会をもっているのと検討するわけですか、こういう場で。ということになると、僕は示しがつかんようになるんじゃないかなと思うんです。ですから、ある程度その地区で話し合いをしながら、そして大体まとまったものをここへ上程してやるのが大事じゃないかなと思うんですよ。この場でやる

と、お互いに話のつかんままに終わると思います。その点を考えていただきたいと
思います。

小笠原会長 これは石橋委員、よく御案内のように、任意協議会でもその場で初
めて問題を提起して議論をするのではなくて、今まで15項目基本項目を確認をし、
決定をしていただいていたけれども、その前に十分幹事会でお互いの町の行政
当局、あるいは議会は議会同士でいろいろ意見交換をして、意見がまとまったもの
を任意協議会で大体お諮りをしてまいったところです。この7回を予定しておりま
す合併協議会の合同会議の間には、当然各町ごとに行政当局あるいは議会、それか
ら建設計画については県も入ってもらって、いろいろ詰めていって、ほとんどもう
合意ができたものをここで出して、確認し決定してもらう、そういう段取りで考え
ておるわけです。十分個別に協議はさせていただくつもりでございます。

どうぞ。

馬場委員 蒲刈町の馬場でございます。

6町それぞれ特色あるまちづくりを推進してきております。それで、合同会議で
は各町の違いがあろうと思うんです。そこで、個別協議をお願いしたいというよう
なことを思っておるんですが、全部ということはないんです、4つか5つぐらいの
項目であるわけなんです、どうお考えでしょうか、お伺いいたします。

小笠原会長 そのほかこの会議の進め方について、今後のスケジュールについて
御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、先ほど事務局から説明いたしましたように、17年3月と
いう共通の合併目標に向かってこれから作業を進めていくわけですが、協議事項の
資料にもありますように、合併調印をするまでにできるだけしっかりと協議を重ね
ていって、それぞれの議会で議決をし、県議会での議決もいただき、総務大臣の合
併告示をして合併をするという、国、県の手続を考えますと、相当ハードなスケジ
ュールになってまいります。

それからさらに、ここでは書いておりませんが、既に下蒲刈町と合併をいたしま
したり、今川尻町と合併を進めておりますけれども、電算システムの統合調整とか
ということには9カ月から10カ月ぐらい時間がかかるわけでございます。したがっ
て、このスケジュールは決して緩やかなもんでなくて、かなり厳しいハードなも
んだということをまず基本的には御理解をいただきたいわけでございます。

それで、こういうこれからの協議を1町ごとにやっておりますと、7回なり重ね
ますと四十数回会議をしなきゃいけないということになります。その間、お互いに
12月の議会があったり、3月の当初予算の議会があったり、その前には予算編成が
あったり、大変忙しいこれからの時期になるわけで、四十数回も来年の4月、5月
に向かって会議を重ねるといえるのは事実上不可能な、日程調整も難しいというこ
とがあります。これはもう呉市だけで決めたわけではございませんで、経緯をちょっ
と説明しますと、今年の5月に開催しました呉地域合併問題協議会におきまして、

関係の全町長さんとお話をして、それはできるだけ合同方式でやっていいんじゃないかという御了解をいただいたところです。

それから、各町との任意の合併協議会の最終の段階で、法定協議会に移った場合には、そういうハードなスケジュール、それから多くの会議を重ねなきゃいかんことも勘案して、できるだけ原則的には合同会議でやっていいんじゃないかということで御理解をいただいて、今日御提案をしたような次第でございます。今、石橋委員、馬場委員の方からそういう御提案がありましたので、先ほど御説明しましたようにたくさんの項目がございますので、それらの項目について事務局が提案をして説明するまでの段階は共同でやらせていただいて、これはもう共通ですのでやらせていただいて、個別に建設計画とかいろんな調整をしなければいけないということになりますと、その時点で個別にやるか、あるいは例えば倉橋町と音戸町だけは一緒でもいいとかというお考えも出てくるかと思えます。そこでどうでしょうか、これは会長提案ということにさせていただきたいんですが、10月23日に予定しております第2回と、11月28日に予定しております第3回の合併協議会までは、そこに書いてありますように主として提案でございますので、ここまでは合同でやらせていただいて、4回目以降については第3回の時点で、もちろん事務的にも、先ほど申し上げましたように詰めていくわけですが、第3回の時点でそれ以降個別にやるか、あるいは例えばさっき言いましたように音戸町と倉橋町だけ一緒に今までどおり任意協のようにやらせていただくか、そのときに協議をするということにさせていただきたい。もう一度繰り返しますと、今日のように、今日は第1回ですが、第2回、3回まではこの形で事務局の説明をし、また提案をさせていただくということで、実質協議に入る第4回目以降については、その時点でどういう形で進めるかお諮りをして決めていくということではどうでしょうか。

石橋委員、どうですか。

石橋副会長 私もそれでいいと思うんで、やはり僕がお願いするのは、やっぱり町の個別個別でその特色があると思うんですよ。その問題を十分理解してもらうためには、個々の会議がどうしても必要なというのが僕の考えなんです。ですから、それは小さくやって、今会長さんが言われるように四十何回もしなくても、各1町で1回でもいいから十分審議をするということで進めていくことが、僕は大いに賛成してしていただいて、市の方からも協力していただきながら進めていくということが必要じゃなかろうかということをお願いしておるわけなんで、四十何回も会議を持ってということは当然不可能なんで、そういうことを十分理解していただきたいと、このように思って賛成いたします。

小笠原会長 馬場委員さん、どうですか。

馬場委員 4回ごろからひとつ。

小笠原会長 個別にやるか、どういう形でやるかそのときにお諮りをする。この事務局案どおりぴしぴしとやるのではなくて、4回目以降は、これはあくまでも今日は案ということで、私が申し上げましたように、その時点でもう一度お諮りをします。よろしくお願ひ申し上げます。

馬場委員 それでよろしいです。

小笠原会長 そうですか。

森本委員 安浦町の森本でございます。

今、10月23日のこの下のところの協議事項で、建設計画素案の提案・確認というのがございますね。それと、11月28日のその下の方の次回協議事項で建設計画の提案というのは、具体的にこれはどのようなことを提案されて、どういうふうにするか、事務局の方からちょっと詳しく説明していただきたいんです。

小笠原会長 事務局の方から説明してください。

そこにありますように、主要事業とか財政計画は除いておりますので、説明してください。

佐々木事務局次長 23日の素案といいますのは、今後の呉地域全体でのまちづくり計画を、どういう方向に向けて計画をつくっていくか、というそういう全体の方針案を、任意協議会でも一応説明はさせていただいたと思いますが、その方向性をそこで確認していただくということでございます。

それと、11月28日の第3回目でございますが、これはもっと細かくたてりをつくりまして、具体的な施策の方針を細かくつくらせていただいて、計画づくりの骨格を提示させていただきたいと思っております。

ただ、主要な事業につきましては、この間に十分市、町、それと県等の支援を受けながら協議をし、さらに具体的な個々の事業についても引き続き協議をしていきますが、具体的な事業はまだ乗せるまでには詰まってこないと思っております。それで、12月25日の第4回には、主要な事業、具体的な事業を盛り込んだ建設計画の提案をさせていただこうと考えております。

また、第4回の提案確認後、引き続き県などとの協議をしまして、再度第5回に建設計画の提案・確認をし、これを受けまして、県へ正式に事前協議をしていくという段取りになろうかと考えております。

県から事前協議についてオーケーが出ましたら、第6回に建設計画を再度提案させていただいて、個々具体的な事業、特に町地域の振興を図るような10年間のまちづくり事業を入れさせていただきまして、ここで確認させていただきまして、県知事に正式協議を行っていくということになるものでございます。第4回から第5回までの間に市町あるいは県の協力を得ながら、具体的な町地域のまちづくり事業を計画に盛り込んでいく作業を行っていきたいと考えているものでございます。そういう面では、第2回、第3回につきましては方針と骨格のみの報告、提案をさせていただくことになろうかと考えているものでございます。

以上でございます。

森本委員 もうちょっといいですか。

小笠原会長 はい、どうぞ。

森本委員 そうなりますと、各町で建設計画を第1順位とか順位を決めて練ってくわけですね。これが今後の合併に対して一番重要な課題になるわけでございますけれども、各町は2回目、3回目のその建設計画の素案を、呉市の方が示されるわけですか。どうなるんですか、これ。

小笠原会長 ちょっと私の方から。今、事務局の方からるる説明しましたけれど

も、2回目、3回目までは建設計画の総論部分ですね。ですから、この1市6町で瀬戸内の瀬戸内海の資源を生かした産・学・住・遊のバランスのとれた都市圏をつくっていくとか、そういった文章表現による総論を出すというふうに御理解いただきたいんです。下水道整備を10年間でどういうふうに行っていくとか、あるいは道路をどうするかとか、あるいは施設をどうするかとかというのは、県との協議に入る第4回以降ということになるわけでございますので、したがって第3回目まではこういう形でやらせていただいていたいいんではないかと思ってるわけでございます。よろしいですか。

森本委員 はい、了解しました。

沖田副会長 ちょっとよろしいですか。

小笠原会長 どうぞ。

沖田副会長 安浦町の沖田ですけども、今の話もう少し突っ込んでちょっとお聞きしたいんですけども、これまで呉市さんは下蒲刈町と合併をもうされましたね。川尻町と今最終的な詰めに入っておられるんですけども、呉市のいわゆるこの合併に向けての特例債を使ったまちづくりの建設計画、これはどのように打ち出しとるわけですか。

今の市長さんのお話では、我々とは4回目ぐらいまでは総合的な話の流れをされましたけども、今まで呉市さんはもう合併しておられるし、またもうしようとしているところがあるんですが、その2町に対して呉市はどうするんだという、そこらをあらかじめ、呉市さんが吸収合併ですから、全体を見ながらの立場でやっておられると思うんですよね。ですから、そこらの呉市さんの思いを我々がとりあえず聞いておけば、また個別に帰って建設計画を練る上で練りやすい部分が出てくるように思うんですけど、そこらをちょっと教えてください。

小笠原会長 今までの下蒲刈町とか、あるいは川尻町の例を参考にいたしまして、まず基本的なことを提案し、次回で協議をしてもらおう。それから、建設計画についても総論部分をまず提案し、次回で議論をしてもらおう。個別の協議につきましては、その協議会とは別に事務方でいろいろ積み上げたり協議をいたしまして、そしてこういうものを出そうじゃないかという素案をつくって、それをもとに県と正式に協議に入るといふ段取りで進めておりました、大体今まで進めてきた2町の例を参考にこれを進めておるつもりでございます。

その場合は、建設計画というのはもちろん呉市と、例えば安浦町と一緒にやってつくるわけですから、呉市の事業も入っておりますし、呉市のビジョンも入っております。1つになるわけですから、一緒になって計画をつくるという内容になっております。

沖田副会長 そこで、下蒲刈町あるいは川尻町と、呉市のその建設計画はどのようにこの2町に話をされてきたんですか。

小笠原会長 お互いに、呉市はこういうことを……。

沖田副会長 いやいや、内容があるんじゃないですか。ただ、下蒲刈町のいう中で、呉市は漠然としたものの中で下蒲刈町のものを認めてきたとか、建設計画に盛り込んだとかということなんですか。下蒲刈町に対して、呉市もいわゆる建設計画

の中でこういう役割というようなものが出てきたんじゃないんですか。出してこれたんじゃないんですか。

小笠原会長 ちょっと御質問の趣旨が。

沖田副会長 下蒲刈町、川尻町が、1市8町がですよ、同じ席に着いた中で、今のような説明を受けながら流れでもってやるというんならわかるんですよ。でも、1市8町でスタートした中で、下蒲刈町はもう既に合併したわけですから、建設計画を立ててきたわけでしょう。川尻町も今やろうとしているわけでしょう。そのときに、やはり呉市があるわけですから、その呉市はどのように、呉市のいわゆる建設計画をどのように説明をされてきたんですかということなんです、その2町に対して。

小笠原会長 わかりました。呉市も合併に伴ってやはり広域的に進めなきゃいけない事業がありますので、下蒲刈町と合併するときには下蒲刈町の地域の事業については下蒲刈町のこれまでの町の総合計画とか、あるいは県の道路計画とか、そういうものを参考にしながら取り上げてきましたし、呉市の方も呉市の計画の中で合併にふさわしい広域的な事業を取り上げて一緒に出していこうと、こういうふうに協議をし、合意を得てきたところですよ。

沖田副会長 私が知りたいのは、どういう内容のものなのでしょうかということなんです。

小笠原会長 それはまた資料を幾らでも、下蒲刈町あるいは川尻町の分を提供いたしますので。

沖田副会長 我々行政に携わっている者は、ある程度そういったことが簡単に知り得ることができるんですけども、やはり広く町民の方も代表で各界から出ておられますから、そういうことを知っておけば、またいろんな協議をする上で呉市はこう思ってるし、それにつけ加えてこういう安浦の役割をというような話が中で協議するのにしやすいと思うんです。

小笠原会長 よくわかりました。今おっしゃったのは、下蒲刈町の建設計画なり川尻町の建設計画を十分参考にさせてもらいたいと、だから見せてもらいたいと、こういうことですよ。これは今まで出したんじゃないんですかね。そういうふうにさせていただきますので、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

馬場委員 今の建設計画なんですけど、いろいろ各町で計画をされて呉市とやっておられると思うんですけど、これは各町へ配分されるのがわかるのは第4回目ぐらいでわかるんですか。

小笠原会長 いつごろから具体的に、事務局として、どうぞ。

佐々木事務局次長 では、事務局の方から、建設計画についての作成に関するスケジュール等を説明させていただきます。

もう既に各町の担当部局とは話をしております、現在町で行われております事業ですね、国県補助あるいは単独事業につきましては既に把握しておりますし、また合併後にこの建設計画に盛り込みたい事業についても、一応提出いただいております。これをもとに、これまでも意見交換なり、あるいは現地調査等をさせていた

だいているところでございます。

それと、今協議会を経ました段後、来月から早々、提出いただいた町の掲載希望事業につきまして、再度お互い意見交換をする中でまとめまして、県との事前協議をしに行きたいと思っております。今後、10月、11月、12月の前半ぐらいまで引き続き市・町・県と協議をさせていただくことになるものと考えております。

それと、先ほどの建設計画の全体につきましては、県の指導もございまして、呉地域1市8町全体での建設計画の作成ということになりますので、総論部分でございしますが、それは個々の建設計画といいましてもやはり1市8町全体をにらんだ、新市全体をにらんだ構成といいますか、書き方になるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

ただ、個々の事業につきましては今作業を行っておりますので、町の担当部署の方に聞いていただければ掲載する希望事業の内容なり、途中の経過も報告していただけるのではないかと考えています。

ただ、本協議会に具体的に乗せていけるのは、先ほど言いました第4回、第5回の協議会になるかと思っております。それまではあくまでも事前協議だと、幹事会での協議だということ認識していただければと思っております。

以上でございます。

小笠原会長 はい、どうぞ。

馬場委員 普通交付税、特別交付税、また国債補助、それから合併推進交付税等がありますが、そういうふうなものも4回か5回でわかることになりましたね、各町へ。

小笠原会長 事務局の方で。

佐々木事務局次長 もちろん今の事業の総事業費、あるいは財源の状況は詰めていく予定でございます。

馬場委員 はい、わかりました。

小笠原会長 ありがとうございます。

そのほか御意見ありませんか。

榎木委員 安浦町の榎木です。

ちょっと聞くんですが、この計画のスケジュールの中には、3回ごろまでは財政計画は除くということで、その後財政計画が出とんですが、この合併というのは結局交付税が少なくなるから合併という論法で来とんですが、合併したら10年間は交付税が減らないと。現実には少しずつ減るんですが、10年間の財政の推計も、今事務局の方で建設計画を各町とすり合わせよと言っているんで、その財政計画も具体的に出していただきたい。

そして、10年間は交付税が少しずつ減るんですが、11年後からは5年間で相当段階的にこの財政の交付税が減ってくると。そうすると、15年以降は交付税が1市8町で800億円と言うたんかね、よその自治体の資料じゃったんですが、相当数交付税が減ってくる。安浦町議会で新潟の加茂市に研修に行ったんですが、その市長さんが今論文を出して、インターネットなんかにも入っているんですが、合併した後のこの処置が済んだ後、大変な交付税が減ってくる。

今日の呉市の財政事情を見てみると、新聞紙上では呉市の財政は今後合併特例債頼みで、この特例債を使わないと呉市の財政はまともにかんのんじゃないんかというのが出とるので、やっぱり私どもが今度は地域で議論するときには、この財政推計がどうしても必要になるわけですわいね。そやけえ、呉市がそういうものを出してもらわんとわからんわけですわ。ただ枯れ木に花が咲くように、合併したらよくなるんじゃ、よくなるんじゃだけじゃいけんと思うんです。ですから、15年後の財政推計も事務局の方で出していただきたいというように思います。

石橋副会長 会長、この問題は個々の、僕がお願いしたいのは、個々で話をしてほしいというのが、お互いに個々の町のあれがあると思うんですよ。先ほど会長さんがおっしゃるのは、第3回目までは今までどおりの協議会のものをやるんじゃと。4回目から建設計画やいろんなものを検討したものを上げるんじゃというんですから、4回目に入って今の御意見も聞かなきゃいけないと思いますが、今日の段階でこれは、ちょっと審議すると、こういう問題になってくるとなかなか難しい問題になると思うんで、ですから先ほど僕がお願いしたように、個々に話し合いをしていただいて法定協に出してほしいということにもうお願いしておりますし、その方向づけるのが当然だろうと思います。あなたを抑えて申しわけないんですが、そのようにしていただきたいと、このように思います。

榎木委員 だから、私は早目に言っとんですよ。やっぱり財政推計を出してもらわんと、合併したらよくなる、よくなるという錯覚もあるから、その後どういうふうになるかということをやっぱり知っとかんとね。事務局の方をお願いしときますけえ、よろしく願います。

小笠原会長 榎木委員さん、今石橋委員さんからお話があったように、そういう財政計画を出しますから、財政計画を出したときにその御議論はまたいただくことにして、今日は今後のスケジュールということで進め方についてお諮りしておりますので、それは承って、しっかり事務局の方で受けとめさせていただきますが。

そのほか、今後のスケジュールについてということで、何か御意見がございますか。

どうぞ。

大道委員 豊町の大道でございます。

個別の話し合いを持っていただく、非常にありがたい御意見をいただきました。感謝申し上げます。

ただ、そこで気になるのが、幹事会という言葉がたびたび出てきます。幹事会というのを我々が認識しているのは、職員、課長レベルの方が話し合うということでございますね。非常に課長の方々も立場上吸収合併でございますので、物を言いたい分を遠慮して言うのが豊町の職員でありますので、そこでやはり大所的な話になると、やっぱり町長と市長とか助役とかというような形の話し合いも是非持っていただきたいとお願いするわけでございます。よろしく願います。

小笠原会長 議会は議会でまたいろいろお話もしていただいたらいいと思いますし、そう考えております。

それでは、この協議第2号の今後のスケジュールについてお諮りをいたしたいと

と思いますが、先ほどこの事務局案はこうでございますが、私の方からの……。

はい、どうぞ、どうぞ、すいません。

長浜委員 スケジュールについて、4回以降で幹事会なり、今大道議長が言われたように、うちのトップと呉市のトップ ごめんなさい、豊町の長浜です との話し合いが行われるとしたら、仮にこれ確か予算的に個別協議会を2回認めていただいていると思うんですけども、2回やるとしたら非常にスケジュール的に苦しくなると思うんですよ。それでなくてもスケジュールが非常に、先ほど会長がおっしゃったように非常にタイトなものになっとなるわけですから、これ全体をもう少し前倒しにして、というのが個別の協議が我々にとっては一番大事なわけですから、個別協議を濃密なものにするためには、スケジュールを少し余裕を持たんと、時間がないから、時間がないからという形で幹事会でなすがままに押し切られてしまうということになりかねないと危惧しております。したがって、もう少しこのスケジュールを前倒しにして、第4回と第5回が、せめてその間ぐらいを少し時間がとれるように、要するに具体的な建設計画が具体的な提案がされた後に、それに対してああこうだという時間がとれるようなスケジュールに多少もう少し変更できないかどうかという、した方がいいんじゃないかというお願いなんです。

小笠原会長 そういうことも含めまして、第3回目まではこういう形でやらせていただいて、4回目以降は個別にやるとか、あるいは回数をふやすとかというのはまた協議をさせていただくということですから、やはりいろんな協議の進め方によって、基本的には弾力的に対応していかなくちゃいけないと思います。そういう意味で私の方から、事務局案はこうですが、3回目まではこの事務局案どおり進めさせていただいて、以降については弾力的に対応していくということで、その時点でお諮りをするという提案をさせていただいたんですが、それでひとつ御了解いただきたいんですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、さっき申し上げましたように、3回目までは合同会議で行うこととし、4回目以降の進め方につきましては、今後の状況を見て弾力的に対応することとし、改めて本協議会において協議をしたいと思います。

それでは、御異議がないようでございますので、そういうことで決定をさせていただきます。

それでは、協議第3号以降に移ります。

協議第3号合併の方式についてから第17号慣行の取扱いについてまでの基本15項目につきましては、次回の第2回合同会議で協議をしていただくわけですが、本日御提案をさせていただきたいと思います。

事務局から本15件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、3ページをお願いしたいと思います。

合併に関する基本的な項目ということで、これにつきまして今回事務局案を提案

説明させていただきます。

先ほど報告事項の中でも説明しましたが、この基本的な事項につきましては、各町との任意協議会におきましてそれぞれ方向性を確認していただいたところでございます。今回正式にこの法定協議会で提案しまして、御審議いただき、確認、決定していただくことになるものでございます。今回は提案をさせていただきます、次回の第2回の法定協議会で個々具体的に御審議いただければと思っているものでございます。

それでは、協議第3号合併の方式についてでございます。

これにつきましては、各町の世帯、面積あるいは町の歴史につきましては、資料3、4ページに載せさせていただいております。

それで、この調整方針につきまして、町を廃し、その区域を呉市に編入する編入合併とするということで提案をさせていただくものでございます。

4ページの後半に別紙資料として市町村の合併の特例に関する法律の概要、あるいは資料3として合併の形態によります相違点について、資料として添付させていただいているものでございます。

次に、5ページをお願いしたいと思います。

協議第4号合併の時期についてでございます。

この時期につきましては、法定のこの協議会で適時期を決定することになるわけでございますが、調整の方針としては、合併の期日は平成17年3月を目標とするという調整方針を事務局案として掲げさせていただいております。法の期限は平成17年3月31日となっておりますが、具体的に3月の何日かにするかにつきましては、本協議会の進捗状況や、実際に合併に伴って電算システムの統合を初めとする各種事務事業の引き継ぎ、あるいは調整状況、あるいは新市へ体制整備の状況など、そういうのを見ながら、もう少し時間をかけて協議、決定していただきたいという思いがございまして、このような形で提案をさせていただいております。いずれにしましても、法期限内での合併を目指してまいりたいと考えているものでございます。

参考資料としましては、最近の合併市町村の合併の時期につきまして、資料として掲げさせていただいております。

なお、合併に伴います法的な手続につきましては、別紙資料4で合併までの各種の法定手続につきまして概要の資料を載せさせていただいておりますので、参考にいただければと思っております。

次に、6ページをお願いしたいと思います。

協議第5号財産及び公の施設の取扱いについてでございます。

これにつきましては、町の財産及び公の施設はすべて呉市に引き継ぐものとするということで、調整方針案を掲げさせていただいております。

それと、それぞれ市町の現状につきまして、表の中に参考資料として掲げさせていただいております。一応これは普通会計決算の13年ベースで載せさせていただいておりますので、14年度の決算見込みではもう少し厳しいような財政状況になるのではないかと考えているものでございます。

次に、7ページでございます。

協議第6号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

これにつきましては、合併特例法第6条、第7条に取扱規定がございまして、御存じのように定数特例とか在任特例などの決まりがあるものでございます。

それで、調整方針につきましては、そこに書いてございますように、議会の議員につきましては、合併特例法の規定によりまして、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間、町の区域に選挙区を設けまして、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は次のとおりとするということでございまして、ちょっと文章的にはわかりにくいと思いますので説明しますと、合併特例法の定数特例を採用しまして、町地域ごとに選挙区を設置しまして、増員選挙を実施するというものでございます。

それと、選出する議員数は、法の規定に基づきまして、平成12年国調の人口をもとに案分調整して決定するというものでございます。その議員さんの数につきましては左側に掲げさせていただいているものでございます。任期は、呉市議会議員の残任期間ということでございますので、平成19年4月30日までというものでございます。

なお、市町の議員の現在の議員数及び任期等々の中身につきましては、下側に参考資料として掲げさせていただいているものでございます。

次に、8ページ、協議第7号農業委員会の取扱いについてでございます。

これにつきましては、合併特例法第8条及び農業委員会等に関する法律第3条に取扱規定がございまして、そこに調整方針を掲げさせていただいておりますが、町の農業委員会は呉市農業委員会に統合するというものでございます。

それと、法の規定によりまして、町の農業委員会の選挙により選ばれた委員さんにつきましては、呉市の委員の残任期間引き続き在任することとするというものでございます。

それと、在任する委員の数につきましては、市町の長が別に協議して定めたものということでございまして、9ページ右側に市町の長が別に協議して定める数の決め方ということで、一応平成16年1月1日現在において、市町の農業委員会選挙人名簿搭載申請者数をもとに案分調整するというので、数を決めさせていただきたいと思っております。この数の者に限り在任するというので、これを超える場合には、町において委員の互選により在任する者を決めるということで、調整方針を掲げさせていただいております。

一応任期につきましては、呉市の委員の任期は平成17年7月31日までとなっておりますので、期間はの間残任するという事になるかと考えております。

次に、10ページをお願いしたいと思います。

協議第8号地方税の取扱いについてでございます。

これにつきましては、合併特例法第10条に取扱規定があります。それで、調整方針につきましては、地方税は呉市の制度に統一するとしていきたいと考えております。

ただし、市町で税率の異なるものについては、法の規定によりまして、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施したいということ

でございます。それと違う税金といいますのは、住民税の均等割と法人税割が違っておきますので、これにつきましては5年度間は今までどおりの税率で課税していくというものでございます。

なお、都市計画税につきましては呉市は課税されておりますが、町は課税されておられません。合併時点には課税はしないということになりますけれども、これは目的税でございます、まちづくり事業に充てる目的税でございますので、今後合併後のまちづくり計画の中で総合的に判断していく必要があるかと考えております。特に、町内で行われております下水道事業とか主要幹線道路整備事業の促進に際し、これらに充当する金が必要になるということであれば、再度検討せざるを得ないかなと思っているものでございます。

現時点ではそういう状況でございます。

それから、11ページをお願いしたいと思います。

協議第9号一般職の職員の身分の取扱いについてでございます。

これは合併特例法第9条に取扱規定がございまして、調整の方針でございますけれども、町の一般職の職員はすべて呉市の職員として引き継ぐというものでございます。

それと、引き継いだ上、やはり呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取扱うという方針を掲げさせていただいております。

それぞれ市町の現状につきましては、下側に参考資料として載せさせていただいているものでございます。

次に、12ページでございます。

協議第10号特別職の身分の取扱いということでございます。

これにつきましては、特に合併特例法には規定はございません。合併に伴って、基本的には失職するというものでございます。

ただ、調整方針に掲げさせていただいておりますように、市町の長が別に協議して定めるということで調整方針に掲げさせていただいておりますが、特別な事情があれば別途市町の長で協議をしていくという方向性を書かさせていただいております。

次に、13ページでございます。

協議第11号行政組織機構の取扱いということでございます。

それで、調整方針でございますが、町役場は支所とするということを提案させていただいております。ただし、組織につきましては、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図るというものでございます。

それと、町に置かれております附属機関は廃止するというのも提案させていただいております。

支所等の規模・機能につきましては、合併後のまちづくり振興、あるいは住民の声をまちづくりに反映させていくということが大切でございますので、各町の現状をもう少し十分に把握した上で、双方で合併までに協議をさせていただくということになるかと考えているものでございます。

一応方針をそこに掲げさせていただいているものでございます。

次に、14ページをお願いしたいと思います。

協議第12号一部事務組合等の取扱いについてでございます。

これにつきましては、地方自治法第284条に規定されておりまして、設置等につきましては県知事の許可等が要るものでございますが、各町におかれては一部事務組合等がございます。それで、調整方針のところに書かさせていただいておりますように、各町ごとにいろいろな事務組合がありますが、基本的に合併に伴って一部事務組合等につきましては、合併の日の前日をもって脱退をお願いしたいと考えているものでございます。

ただし、音戸町、倉橋町におきましては、江能広域事務組合等に加入しながら消防・救急業務とか介護保険認定審査業務等をやられておりますので、そのあたりは江能4町の合併協議の進捗状況を見ながら、合併まで協議をしていくことが必要だろうと思っております。

それと、蒲刈町安芸南部衛生組合については、これはし尿あるいはごみ処理を呉市と一緒にやっているわけでございますが、これは合併に伴って解散をすることになるかと考えております。もちろん業務は呉市が引き継いでいくわけでございます。

それと、安浦町につきましては、現在川尻町とし尿処理ということで芸南衛生組合を組まれております。これにつきましても、合併に伴って解散をしていくことになるかと考えております。

それと、豊浜町と豊町につきましては、愛媛県関前村と芸予衛生組合を組まれて、し尿処理、ごみ処理を行っておられますが、この愛媛県関前村につきましては、現在今治市と合併協議を行っておられまして、17年の1月ごろには合併をするということで協議が進められております。そのあたりの合併の動向、協議の進み方等を配慮しながら、その取扱いを決定していきたいと考えているものでございます。

それで、それぞれの事務組合の取り組みの状況につきましては、右の参考資料のところにまとめさせていただいているものでございます。ちょっとこの中で蒲刈町の安芸南部衛生組合のところが書き方が簡単過ぎて不明瞭な点があります。これにつきましては、蒲刈町は呉市と安芸南部衛生組合を組織しまして、し尿、ごみ処理を行っております。それと、収集業務につきましては、民間業者に業務委託を行っております。それと、可燃ごみにつきましては、既に広域処理をしておりまして、呉市で処理業務を行っておりますので、訂正を思っております。

それでは次に、16ページ、協議第13号使用料・手数料等の取扱いについてでございます。

調整方針でございますが、基本的に大きな違いがございませんので、使用料、手数料は呉市の制度に統一するというところで提案をさせていただいております。

ただし、町にあります各種の施設使用料につきましては、現行のとおりとさせていただく予定でございます。

次に、17ページ、協議第14号をお願いしたいと思います。公共団体等の取扱いについてでございます。

これは、地方自治法第157条に規定されている公共的団体等でございますけれども、いろんな団体がございます。それで、調整方針につきましては、やはり合併後一元化することが望ましいということがございますので、次の3点の調整方針を掲げさせていただきまして、こういう方向性に基づきまして合併までに協議をさせていただくということでございます。

なお、細かい点につきましては、個々の各種事務事業の取扱いの中で個々に方針決定をさせていただくということで、今回は方針のみを提案させていただいているものでございます。

ただし、この中で社会福祉協議会と土地開発公社につきましては、統合が必要になるというものでございます。

次に、18ページをお願いしたいと思います。

協議第15号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございます。

これにつきましても、合併特例法にやはり努力義務等の規定がございます。団体等の取扱いにも連動してまいります、それぞれ合併後統一を図っていくことが望ましいということもございますので、次の2点の方向性を掲げさせていただいて、合併までに協議を行っていくということでございます。

中身につきましては、個々の各種事務事業、行政制度の取扱いの中で個々に方針を決めていきたいと考えているものでございます。ここはあくまでも方向性だけを調整方針として掲げさせていただいているものでございます。

それと、19ページ、協議16号町字名の取扱いについてでございますが、これにつきましては、調整方針のところにありますように、町の意向を尊重し、決定することということでございます。基本的には「安芸郡」、「豊田郡」を「呉市」に変更していくということになるかと考えております。町の意向を尊重していくということで、調整方針を掲げさせていただいているものでございます。

それと、20ページ、協議第17号でございます。慣行の取扱いについてでございます。

各町では町民憲章とか、町の花木などいろいろ定めておられます。また、慣行事業も種々ありますが、この調整方針に掲げさせていただいているように、原則として呉市の制度に統一させていただきたいということでございます。

しかし、町地域の各種慣行とか祭りごとにつきましては、やはり合併後も引き続き実施していくことも大切であると考えておりますし、尊重していきたいと考えているものでございます。しかし、原則としては呉市の制度に統一させていただきたいと考えて、提案をさせていただいているものでございます。

以上、合併に関する基本的な項目15項目につきましても、事務局案として調整方針を提案させていただきまして、次回の第2回の協議会におきまして、個々具体的に審議をしていただき、決定していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わらせていただきます。

小笠原会長 本15件は、次回協議ということにさせていただくわけでございますが、ただいまの説明に御質疑等があればお願いいたします。

はい、どうぞ。

林田委員 失礼します、安浦町の林田です。

1つだけお聞きしたいんですが、11番目の使用料・手数料の取扱いについてなんですが、公共料金だけを最後の方に持っていつている理由だけはお聞きしたいんですが。

小笠原会長 事務局の方から説明してください。

佐々木事務局次長 公共料金の取扱いについてでございます。これにつきましては、各種事務事業、行政制度の中身でそれぞれ個々具体的にその違い等を把握しながら、また、比較しながら、その中で方向性を出していきたいと思っておりますので、この場ではなくて、具体的に言いますと3回目、4回目以降に具体的に協議をしていただくことになろうかと考えているものでございます。

小笠原会長 よろしゅうございますか。

そのほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本日のところは提案をさせていただいて、十分御検討いただくと。次回協議していただくということで、以上で協議事項を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、次第によりますと意見交換ということでございますが、次回以降協議することは次回以降にさせていただくとして、お気づきになることがありましたら何でも御意見賜りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。

それでは、本日は議事進行に御協力をいただき誠にありがとうございました。今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、閉会になるわけでございますが、閉会に当たりましてそれぞれの議会を代表していただき、ごあいさつをいただきたいと存じます。

まず、中田呉市議会議長、よろしくお願い致します。

中田委員 本日は皆さんお忙しいところ、こうしてお集まりをいただきまして熱心に御論議をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

また、今までの各町長さん方の御意向の中に、いや、合併はどうしても必要なんだと、早く頑張ろうじゃないかと、こういうふうな力強いお言葉をいただきまして、本当に心から感謝を申し上げる次第でございます。

従来まで任意協ということで、呉市と音戸町、呉市と倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併に向けての基本的な話し合いはなされてきた、そして今日が法定協の第1回目と、こういうことでございますが、全体の皆さん方の合併に対する意欲、そのことが町民の幸せ、また市民の幸せに通じるんじゃないかなと、こうい

うふうに思っております。

これから呉市といたしましては、編入合併ということでございますので、できるだけ理事者側は理事者側で十分お話をさせていただき、議会の方は議会の方でまた皆さん方といろいろ細部にわたって協議をしながら、町民、市民すべてが合併をしてよかったというふうに感じていただけるように、これからの法定協に向けて一生懸命頑張っていきたいと、こういうふうに思います。皆さん方には、これからもひとつ御指導、御鞭撻を賜りますよう、この機をかりましてお願いをいたしながら、本日は本当に御苦勞様でございました。閉会の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、岡本音戸町議会議長さん、よろしく申し上げます。

岡本委員 音戸町議会の岡本でございます。

本日は第1回合同会議が無事終了いたしましたして、誠におめでたい限りでございます。合併は避けて通れない問題ではありますが、私の心境はきんさん、ぎんさんと、うれしいような悲しいような心境でございます。この合併は、呉市1市6町でございますが、呉の周辺の我々町でございますして、合併いたしますとまず庁舎が、行政が遠くなると。遠くなると、どうかといえは過疎につながるんじゃないかという思いもいたすところでございます。過疎にならないように、皆さん、私、鋭意知恵を絞って皆さん方のいい方向づけができたらと、こう願っております。今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

終わります。ありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、倉橋町議会の里議長さんをお願いいたします。

里委員 御紹介いただきました倉橋町の里でございます。

去る7月14日まで7回にわたりまして任意協議会を開催し、その成果をもちまして本日第1回目の法定協が開催され、私も新たな気分で、身の引き締まる思いで今日1日を過ごしてまいりました。

言うまでもなく、合併は地域住民の福祉の向上、住民サービス、生活レベルの向上に寄与するべきものだと思いますが、しかし本町倉橋町では呉市と合併した場合に、新呉市におきまして周辺地域と申しますか、最も南に位置する地域となりまして、他の地域と比べまして取り残されるのではないかという不安と心配が町民の中に多くあるようでございます。これからの協議におきまして、この町民の不安と危惧を解消するべく一生懸命努力する覚悟でございますので、どうか皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、蒲刈町議会の山木議長さん、よろしく申し上げます。

山木委員 一言ごあいさつ申し上げます。

私どもの町は、昨年2月に呉市との合併に向かったの第1回目の任意協議会に入りました。それから4回続けて行われたわけでございます。この合併問題は、私は結婚問題にかえてお話をいたしました。と申しますのは、やはり嫁ぐ側と、そして

受け入れる側、私どもは嫁ぐ側でございますから、どうしても受け入れる、迎える側とは随分意味が違ってくるわけでございます。今日こうして婚約発表ということになりました。これからは結婚ゴールインに向かって進むだけでございますけれども、これからは大切な中身であろうかと思えます。どうぞ受け入れ側におかれましては、幅広い、心の広い視野を持って迎えていただきたいというふうをお願いを申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、安浦町議会の森本議長さん、よろしくお願い致します。

森本委員 お騒がせをしております安浦町でございます。

これから本当の協議会が始まるわけでございますけれども、呉市の中で安浦町の位置づけをどのようにするのか、建設計画をどのように進めていくのがよいのか、これからは重要な課題になってくるわけでございます。グリーンピア安浦をどうするのか、また庁舎建設をどうするのか等いろいろと問題があるわけでございますけれども、よくよく協議を重ねながら、我々の子供や孫やひ孫が安心をして暮らせることのできるような町に、また自然と共存共栄ができますようなまちづくりができますように御祈念を申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

小笠原会長 続きまして、豊浜町議会の土佐議長さん、よろしくお願いいたします。

土佐委員 失礼します。本日は小笠原市長さん、また中田議長さん、各町関係者の会で、今申されましたが、蒲刈町の議長さんの言葉ではございませんが、私たち過疎でございます。その過疎のところから、呉市の大きな20万都市へ嫁がさせていただきますと。合併は避けて通れないとしても、合併してよかったと。特に私たちの町では非常に自然環境のいい、アビ鳥がやってくるすばらしい町でございますけれども、そこに福祉のまちづくりということで、町も非常に力を込めて、町民が悲願となっております、町長が日ごろ市町村のいろんな方々にお願いしとる分をぜひとも実現をさせていただくのが念願でございます。まだほかにもありますけど、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、豊町議会の大道議長さん、よろしくお願いいたします。

大道委員 豊町の大道でございます。

豊町は一番呉市と遠い位置にあります。遠くから眺めると、本当に呉市は立派な町に見えております。町民もあんな立派な町と一緒になれるんかということで、期待に胸を膨らませております。しかし、ある人は、遠くからは美しく見えても近く行ったらなあということが多いんだよというようなことを言われますけども、いや、そんなことはないよと、私は近くで市長さんや議長さん、その他の方とお会いしてましてけれども、心の広い、度量の大きな心豊かな方たちだということを言っております。そういうことで、非常に期待しております。

豊町も、今後この合併を機にして心豊かな島になりたいと願っております。そし

て、豊町地区が呉市の発展に少しでも寄与できる町になりたいと思っております。そのためには、今後の法定合併協が実のあるものになることを御祈念申し上げまして、あいさつにかえます。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

皆様、本当に本日は長時間にわたり熱心に御協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

次回の第2回協議会でございますが、事前に調整もさせていただいておりますので、事務局案にもありましたように、10月23日木曜日、午後1時半からこの会場におきまして開催をさせていただきたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして呉市と各町との合併協議会、第1回の合同会議を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 3時33分 閉 会

以上、呉市・音戸町合併協議会、呉市・倉橋町合併協議会、呉市・蒲刈町合併協議会、呉市・安浦町合併協議会、呉市・豊浜町合併協議会、呉市・豊町合併協議会第1回合同会議会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

会 長 小笠原 臣 也

委 員 中 田 清 和

委 員 岡 本 義 明

委 員 里 武

委 員 山 木 巧

委 員 森 本 茂 樹

委 員 土 佐 武

委 員 大 道 洋 三